第1 審査会の結論

徳島県警察本部長が行った本件個人情報請求拒否決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 個人情報開示請求

平成21年11月13日,審査請求人は,徳島県個人情報保護条例(平成14年徳島県条例第43号。以下「条例」という。)第14条第1項の規定に基づき,徳島県警察本部長(以下「実施機関」という。)に対し,「過去から現在までに私に対する令状及び捜査資料などの全ての公文書」に該当する保有個人情報の開示請求(以下「本件請求」という。)を行った。

2 実施機関の決定

平成21年11月27日,実施機関は、「令状については、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第45条第1項に規定する刑の執行等に係る保有個人情報に該当し、これらの書類に記録されている個人情報は、条例第44条第7項の規定により、開示等に係る条例第2章第2節及び第3節の規定の適用を受けないとされている保有個人情報であるため、条例第15条第3項の規定により当該請求を拒否するものであり、令状に関する捜査資料については、その存否を答えることにより、特定の個人が捜査の対象となっているか否かを答えることとなり、条例第16条第7号(犯罪の捜査等に関する情報)に該当する非開示情報を開示することとなるため、条例第19条の規定により開示請求を拒否するものである。」との理由により、条例第20条第3項の規定により請求拒否決定(以下「本件決定」という。)を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

平成21年12月3日,審査請求人は,本件決定を不服として,行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第5条の規定に基づき,徳島県公安委員会(以下「諮問庁」という。)に対し,審査請求を行った。

4 諮問

平成21年12月17日,諮問庁は、条例第42条の規定に基づき、徳島県個人情報保護審査会(以下「当審査会」という。)に対し、本件審査請求につき諮問(以下「本件事案」という。)を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

開示請求拒否決定処分を取り消す裁決を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人から提出された審査請求書を要約すると,次のとおりである。

- (2) 徳島県警からも違法な捜査をされていて、開示請求を拒否するということは、私 を現在も違法捜査しているということであり、裁判所からも令状の発布を受けてい ることは明白である。捜索差押許可状などの令状は本人に明示するために発布され るものであり、本人に明示できないということは明らかな違法捜査であり、ただの 不法侵入ということである。
- (3) 捜索をしたなら、刑事訴訟法第119条に捜索をした場合において証拠物又は没収すべきものがないときは、捜索を受けた者の請求により、その旨の証明書を交付しなければならない。第120条に押収をした場合には、その目録を作り、所有者、所持者若しくは保管者又はこれらの者に代わるべき者に、これを交付しなければならない、とあるので、捜索証明書及び押収目録の交付を求める。令状などの開示を求めて、審査請求をする。
- (4) 現時点で逮捕されたことも、刑事事件で起訴されたこともない。民事裁判で訴えられたこともない。
- (5) 私の被害届などは、警察は犯罪事実を知りながら、阻止したり、放置している。 明らかに警察も不法行為に加担している。すぐに違法捜査をやめてほしい。

第4 諮問庁の説明要旨

諮問庁から提出された理由説明書及び当審査会での口頭による理由説明を要約すると,次のとおりである。

1 本件請求について

本件請求は、審查請求書及び審查請求人の開示請求時における実施機関への説明によれば、審查請求人は、本件請求の時点までに捜査機関等から令状の呈示を受け、その執行を受けたことがないが、現在、警察等から違法に捜査されているので、審查請求人に対して発付された逮捕状、捜索・差押許可状等の令状及びそれに伴う警察の捜査資料の開示を求めたい旨を主張し、本件請求に及んだものである。

2 本件処分の妥当性

(1) 令状に係る処分について

ア 令状について

令状とは、逮捕、捜索・差押等に係る強制処分を行う場合に裁判官又は裁判所が発するこれらの強制処分を内容とする書面である。令状は、刑事訴訟法(以下「刑訴法」という。)第62条に定めるもののほか、同法の規定及び個別の法令により定められており、その発付は、捜査機関からの請求を受け、令状発付の裁

判により、裁判官等が発することとなる。

イ 条例第44条第7項(適用除外)の該当性

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(以下「行政機関個人情報保護法」という。)第45条第1項においては、同法第4章の規定は、刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行、更生緊急保護又は恩赦(以下「刑の執行等」という。)に係る保有個人情報については適用しない旨が規定されている。

ウ 刑の執行等に係る保有個人情報の該当性

令状は、その発付において、裁判官が令状を発付し、又は令状の請求を却下する等の裁判によるものであり、令状はその内容を記載した裁判書であることから、本項に規定する刑事事件の裁判に係る保有個人情報に該当するものであるとともに、発付された令状が、捜査機関により執行された場合には、司法警察職員等の処分に係る保有個人情報に該当するものである。

そして,これら情報は,行政機関個人情報保護法の趣旨からすれば,開示請求 者本人に令状が発付されたか否か,又は司法警察職員等から処分を受けたか否か 等にかかわらず,当該保有個人情報の存否に関する情報を含め,本項に規定する 刑の執行等に係る保有個人情報に該当するものと考える。

エ 追加的事項(刑訴法第53条の2第2項に規定する「訴訟に関する書類」の該 当性)

同項においては、「訴訟に関する書類及び押収物に記録されている個人情報については、行政機関個人情報保護法第4章の規定は、適用しない。」と規定している。これらを適用除外とした趣旨については、「総務省行政管理局編・詳解情報公開法」によると、

- (ア) 訴訟に関する書類については、刑事司法手続の一環である捜査・公判の過程 において作成・取得されたものであり、捜査・公判に関する活動の適正確保は、 司法機関である裁判所により図られるべきであること。
- (4) 刑事訴訟法47条により、公判開廷前における訴訟に関する書類の公開を原則として禁止する一方、被告事件終結後においては、同法53条及び刑事確定訴訟記録法により、一定の場合を除いて何人にも訴訟記録の閲覧を認め、その閲覧を拒否された場合の不服申立てにつき準抗告の手続によることとされるなど、これらの書類は、刑訴法(40条,47条,53条,299条等)及び刑事確定訴訟記録法により、その取扱い、開示・不開示の要件、開示手続等が自己完結的に定められていること。
- (ウ) これらの書類は、類型的に秘密性が高く、その大部分が個人に関する情報であるとともに、開示により犯罪捜査、公訴の維持その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれが大きいものであること。 によるとされている。

逮捕状、捜索・差押・検証許可状等の令状は、刑訴法等の刑事事件に関する法令に基づき、捜査機関が強制捜査を行う場合に、犯罪の嫌疑性があり、かつ、逮捕する必要性又は犯罪の捜査をするについて必要性がある場合に裁判官に請求することができ、これらの一連の捜査手続の中で作成又は取得されるものである。

また、令状は、強制手段を行うことを命じ、又は許可することを内容とする裁判官の発する裁判書であり、その閲覧等の制度については、刑訴法及び刑事確定訴訟記録法により自己完結的に定められていることなどから、令状は、訴訟に関する書類に該当し、その開示・非開示等については、刑訴法の規定に従い判断されるべきものである。

以上のことから、本件請求に係る令状は、「訴訟に関する書類」に記録されている個人情報にも該当するものと考える。

(2) 捜査資料について

ア 条例第16条第7号(犯罪の予防等に関する情報)の該当性

本号は,「開示することにより,犯罪の予防,鎮圧又は捜査,公訴の維持,刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」を非開示情報として規定している。

特定の個人が、犯行が露見していない段階で、警察から捜査の対象とされているか否かの情報を知れば、逃走又は証拠隠滅を図るなどの対抗措置を講じられるとは十分予想されることであり、犯人の逮捕や証拠保全等の捜査機関の行う捜査活動の障害となり、公共の安全と秩序の維持に支障が生じることとなる。

よって,本件請求に係る保有個人情報は,本号に掲げる情報に該当するものと考える。

イ 条例第19条(保有個人情報の存否に関する情報)の該当性

本件請求においては、漠然とした請求内容であり、特定の個人に係る捜査資料が存在しているか否かを答えるだけで、警察が当該個人を捜査の対象としているか否かの情報を答えることとなり、そのことが条例第16条第7号に規定する非開示情報を開示することとなる。

よって、本件請求に対しては、本条の規定により当該個人情報の存否を明らかにせず当該開示請求を拒否したものである。

第5 審査会の判断

1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報について、「過去から現在までに私に対する令状及び捜査資料などの全ての公文書」という漠然とした本件請求に対し、実施機関が「令状」及び「令状に関する捜査資料」と特定したことについて、諮問庁を通じ実施機関に対し、本件請求書受付時の審査請求人の対応状況等を調査したところ、当審査会は、本件対象保有個人情報の特定については適確になされたものとの判断を行った。

2 基本的な考え方について

- (1) 「決定に至る判断過程」について
 - 一般的な「決定に至る判断過程」については、次のようなものである。
 - ①まず、条例第44条(「適用除外」規定)に当たるかどうか。
 - ②次に、条例第19条(「存否応答拒否」規定)に当たるかどうか。
 - ③次に、条例第15条第2号(「保有個人情報不存在」規定)に当たるかどうか。
 - ④最後に、条例第16条各号(「非開示情報」規定)に当たるかどうか。

(2) 条例について

ア 条例第44条第7項(「適用除外」規定)

「適用除外」規定に当たることとなると、条例第19条を含む、条例第2章第2節(開示、訂正及び利用停止(第13条~第41条))及び第3節(不服申立て(第42条・第43条))の規定が適用されなくなることから、条例の構成上、まず、「適用除外」規定の適用を検討すべきであると考える。

イ 条例第19条(「存否応答拒否」規定)

条例解釈運用基準では、「実施機関は、開示請求があったときは、当該請求が第15条(開示請求の拒否)に該当するときを除き、対象とする保有個人情報を特定した上で、当該保有個人情報が第16条(開示義務)各号に規定された非開示情報に該当しない限り、開示決定を行わなければならない。」とした上で、「例外的に、記録された内容のほかに保有個人情報の存否自体が意味を持ち、それを明らかにすることによって非開示情報の保護法益を侵害することになる場合が考えられる。条例第19条は、このような場合に対応するため、実施機関が保有個人情報の存否について回答を拒否できることとするものである。」としている。よって、「存否応答拒否」規定の適用を検討すべきであると考える。

ウ 条例第15条第2項(「保有個人情報不存在」規定)

上記「イ」のとおり、条例解釈運用基準では、「実施機関は、開示請求があったときは、当該請求が第15条(開示請求の拒否)に該当するときを除き、対象とする保有個人情報を特定した上で、当該保有個人情報が第16条(開示義務)各号に規定された非開示情報に該当しない限り、開示決定を行わなければならない。」とされていることから、「非開示情報」規定の適用前に、「保有個人情報不存在」規定の適用を検討すべきであると考える。

工 条例第16条各号(「非開示情報」規定)

条例第16条本文では、実施機関は、開示請求があった場合には、開示請求に 係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報のいずれかが含まれているときを除き、 開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない」とし、実施機 関は、開示請求に係る保有個人情報が非開示情報に該当しない限り、開示する義 務があることを定めている。

上記を踏まえ、本件事案について、その検証を行っていくこととする。

3 「適用除外」及び「存否応答拒否」規定について

- (1) 「適用除外」規定について
 - ア 条例第44条第7項について

条例第44条第7項では、上記「2(2)ア」のとおり、「法律の規定により行政機関個人情報保護法第4章の規定を適用しないとされる個人情報については、前2節の規定は、適用しない。」と規定し、「適用除外」となる個人情報における条例との調整等について、定めている。

イ 刑訴法第53条の2第2項について

刑訴法第53条の2第2項では、「訴訟に関する書類に記録されている個人情報については、行政機関個人情報保護法第4章の規定は適用しない。」と規定し、条例解釈運用基準では、次のとおりとされている。

- (ア) 「訴訟に関する書類」は、一般的な行政文書と異なり、独自の完結した体系的な開示制度等が整備されている。当該書類の中には、実施機関において保有しているものもあることから、その開示制度等の趣旨を損なうことのないよう、本条例においても「適用除外」、としている。
- (イ) 「訴訟に関する書類」とは、被疑事件又は被告事件に関して作成し、又は取得された書類をいい、訴訟記録、不起訴記録、公判不提出記録等を含む。例えば、裁判所が作成する判決書や公判調書、検察官が作成する起訴状や不起訴裁定書、冒頭陳述書、供述調書や捜査報告書等の証拠書類のほか、告訴状、不起訴処分通知書、弁護人選任届等の手続関係書類が含まれる、としている。
- ウ 行政機関個人情報保護法第45条第1項について

行政機関個人情報保護法第45条第1項では,「前章の規定は,刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判,検察官,検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分,刑若しくは保護処分の執行,更生緊急保護又は恩赦に係る保有個人情報(当該裁判,処分若しくは執行を受けた者,更生緊急保護の申出をした者又は恩赦の上申があった者に係るものに限る。)については,適用しない。」と規定し,「刑事事件に係る裁判」や「司法警察職員が行う処分」等に係る保有個人情報を同法第4章(開示,訂正及び利用停止)の適用除外と,定めている。

(2) 「存否応答拒否」規定について

条例第19条では、「開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在 しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機 関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定し、開示請求の拒否処分の一態様として、請求に係る個人情報の存否自体を明らかにすることによって非開示情報として保護すべき利益が害される場合、保有個人情報の存否を明らかにしないで当該請求を拒否することができる旨を定めている。

(3) 「適用除外」と「存否応答拒否」規定の調整について

開示請求書の受付等,開示請求に当たっては,開示請求者が求める個人情報を適切に特定することに努めるものであるが,場合によっては,漠然とした請求内容となり,「請求内容自体で適用除外情報であること」と特定しきれないこともあり得る。

そのような漠然とした請求内容から,一部については適用除外情報に該当し,一部については存否応答拒否情報に該当すると考えられる場合,「適用除外」規定と「存否応答拒否」規定との調整が必要となる。

当審査会としては、基本的には、まず、不適法な開示請求などとして開示請求拒否の一つである「適用除外」規定を当て、その他については「存否応答拒否」規定を当てるべきものと考えるが、請求内容が、条例第44条第7項に規定する「法律の規定により行政機関個人情報保護法第4章の規定を適用しないとされる個人情報」に該当するか否か明確ではない漠然としたものであること、また「適用除外」は、その効果として、開示・非開示に及ばない点では「存否応答拒否」と変わるところがないことも考慮すると、「存否応答拒否」規定を当てることも不適切ではないと判断する。

(4) 以下,本件対象保有個人情報である「令状」及び「令状に関する捜査資料」について,上記「適用除外」及び「存否応答拒否」規定の該当性について,その検証を行うこととする。

4 「令状」について

- (1) 「令状」について
 - ア 「令状」とは,逮捕状,差押状,勾引状,勾留状その他裁判官又は裁判所が発 する書面で,人又は物に対する強制の処分を内容とするものである。

憲法第33条及び第35条は、現行犯人を逮捕する場合を除いて、逮捕、捜索 又は押収を行うには、司法官憲の発する「令状」によらなければならない旨を定 めている。

- イ 刑訴法の定めるものとしては、勾引状及び勾留状(同法第62条),差押状及び捜索状(同法第106条),逮捕状(同法第199条),差押え、捜索又は検証のための令状及び身体検査令状(同法第218条)等がある。
- ウ 刑訴法第199条第1項では「司法警察職員は、被疑者が罪を犯したことを疑

うに足りる相当な理由があるときは、裁判官のあらかじめ発する逮捕状により、これを逮捕することができる。」と規定され、同法第218条第1項では「司法警察職員は、犯罪の捜査をするについて必要があるときは、裁判官の発する令状により、差押、捜索又は検証をすることができる」と規定されている。

(2) 「適用除外」規定の該当性について

ア 条例第44条第7項について

上記「3(1)」のとおり、「刑訴法第53条の2第2項」又は「行政機関個人情報保護法第45条第1項」に該当すれば、条例第44条第7項(「適用除外」規定)に該当することになることから、「令状」に係る「刑訴法第53条の2第2項」及び「行政機関個人情報保護法第45条第1項」の該当性について、その検証を行うこととする。

イ 刑訴法第53条の2第2項について

「令状」は、司法警察職員である警察官が、犯罪捜査のため必要とし裁判官によって発付され、取得するものであり、上記「3(1)イ」の「被疑事件又は被告事件に関して取得された書類」に当たることから、刑事訴訟法第53条の2に規定する「訴訟に関する書類」に該当するものである。

ウ 行政機関個人情報保護法第45条第1項について

「令状」は、司法警察職員である警察官が、犯罪捜査のため必要とし裁判官によって発付され、取得するものであり、上記「3(1)ウ」の「刑事事件に係る裁判」に当たるものである。

また、「令状」は、司法警察職員である警察官が行う処分が、記載されるものであり、上記「3(1)ウ」の「司法警察職員が行う処分」にも当たるものである。したがって、「令状」は、行政機関個人情報保護法第45条第1項に該当するものである。

(3) 「存否応答拒否」規定の該当性について

「令状」は、上記「(2)」のとおり、刑訴法第53条の2第2項及び行政機関個人情報保護法第45条第1項に該当し、条例第44条第7項(「適用除外」規定)に該当することから、「存否応答拒否」規定の検証の必要性は生じない。

(4) 実施機関は「行政機関個人情報保護法第45条第1項」該当との理由で、本件決定を行っているが、審査請求人は違法捜査をされており、令状などの開示を求めて審査請求をしている。なお、諮問庁は「刑訴法第53条の2第2項」該当を追加したところである。

以上のとおり、当審査会は、条例に照らし審議した結果、「令状」は、「刑訴法第53条の2第2項」及び「行政機関個人情報保護法第45条第1項」に該当すると判断する。

「令状」に関する開示請求拒否決定は変わるものではなく、実施機関が「行政機関個人情報保護法第45条第1項」を「適用除外」理由としたことは、「開示請求を拒否する理由」の範疇のものであるものの、「適用除外」理由として「刑訴法第53条の2第2項」を加えるべきであるが、条例第15条第3項に基づく「令状」に関する実施機関の本件決定は妥当である。

5 「令状に関する捜査資料」について

(1) 「捜査資料」について

「捜査資料」については、犯罪捜査規範(昭和32年7月11日国家公安委員会規則第2号)においては、「第3章第2節 捜査資料(第79条~第83条)」として定めがあり、例えば、第80条では、捜査に必要な基礎資料は、常に収集整備しておかなければならない、と記されている。

(2) 「適用除外」規定の該当性について

ア 条例第44条第7項について

上記「3(1)」のとおり、「刑訴法第53条の2第2項」又は「行政機関個人情報保護法第45条第1項」に該当すれば、条例第44条第7項(「適用除外」規定)に該当することになることから、「令状に関する捜査資料」に係る「刑訴法第53条の2第2項」及び「行政機関個人情報保護法第45条第1項」の該当性について、その検証を行うこととする。

イ 刑訴法第53条の2第2項について

本件対象保有個人情報は、「令状に関する捜査資料」であり、「令状」が発付されることに関連し、作成・取得される書類であると認められる。

よって,通例では,「令状に関する捜査資料」は,「被疑事件又は被告事件に関して作成し,又は取得された書類」であり,刑訴法第53条の2第2項に規定する「訴訟に関する書類」に該当すると考えられる。

しかし、一方で、犯罪捜査規範第80条の「捜査に必要な基礎資料」等、場合によれば、「令状に関する捜査資料」のうち一部については、刑訴法第53条の2第2項に規定する「訴訟に関する書類」に該当しないものが存在すると認められる。

ウ 行政機関個人情報保護法第45条第1項について

刑訴法第53条の2第2項に規定する「訴訟に関する書類」に該当するものの うち、「刑事事件に係る裁判」及び「司法警察職員が行う処分」に該当するもの については、行政機関個人情報保護法第45条第1項に該当すると考えられる。

しかし、上記「イ」同様、「令状に関する捜査資料」のうち、一部については、 行政機関個人情報保護法第45条第1項には、該当しないものが存在すると認め られる。

エ 以上により、刑訴法、行政機関個人情報保護法、犯罪捜査規範等を見ると、「

令状に関する捜査資料」のうち、一部については、条例第44条第7項の「適用 除外」に該当し、一部については、同項の「適用除外」に該当しないものである。

(3) 「存否応答拒否」規定の該当性について

次に、「令状に関する捜査資料」のうち、刑訴法第53条の2第2項の規定及び 行政機関個人情報保護法第45条第1項の規定に該当しないものについて、「存否 応答拒否」規定の該当性について、その検証を行うこととする。

「令状に関する捜査資料」は、条例第16条第7号に規定する「開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行等その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報」に該当するものである。

さらに,「令状に関する捜査資料」は,その情報の存否を答えることにより,上 記の非開示情報を開示することとなるものである。

したがって、「令状に関する捜査資料」のうち、刑訴法第53条の2第2項の規定及び行政機関個人情報保護法第45条第1項の規定に該当しないものについては、条例第19条の「存否応答拒否」規定に該当するものである。

(4) 以上のとおり、実施機関は、漠然とした請求内容から本件対象保有個人情報を特定し条例第19条により「存否応答拒否」との理由で本件決定を行っているが、審査請求人は、違法捜査をされており令状などの開示を求めて審査請求をしているところ、当審査会は、「令状に関する捜査資料」は、一部については、条例第44条第7項の「適用除外」規定に該当し、他の一部については、条例第19条の「存否応答拒否」規定に該当すると判断する。

したがって、当審査会としては、上記「3(3)」の「『適用除外』と『存否応答拒否』規定の調整」に照らし、漠然とした請求内容から、実施機関が行った条例第19条による「存否応答拒否」との理由での本件決定は妥当なものと判断する。

6 結 論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内容
平成21年12月17日	諮 問
平成22年 1月22日	諮問庁からの理由説明書を受理
3月 5日	審 議 (第33回審査会)

4月12日	審 議(第34回審査会)
5月17日	諮問庁からの理由説明の聴取,審議 (第35回審査会)
6月23日	審 議(第36回審査会)
7月14日	審 議(第37回審査会)
8月19日	審 議(第38回審査会)
9月16日	審 議(第39回審査会)
10月18日	諮問庁からの理由説明の聴取,審議 (第40回審査会)
11月15日	審 議(第41回審査会)
12月20日	審 議(第42回審査会)